

佐賀県告示第89号

物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月1日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、佐賀県が発注する物品の製造、修理又は購入のために行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加することのできる者の資格及び資格審査等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（入札参加資格認定申請書等の提出及び提出期間）</p> <p>第2条 佐賀県が発注する物品の製造、修理又は購入のために行う入札に参加を希望する者（県の現地機関において入札に参加しようとする者を含む。）は、知事の認定を受けなければならない。ただし、令第167条の4第1項に規定する者及び次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格認定を受けることができない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（資格及び資格審査並びに審査結果の通知）</p> <p>第3条 知事は、前条の入札参加資格認定申請書等の提出を受けた</p>	<p>物品の製造、修理、<u>購入</u>又は<u>賃貸借</u>に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、佐賀県が発注する物品の製造、修理、<u>購入</u>又は<u>賃貸借</u>のために行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加することのできる者の資格及び資格審査等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（入札参加資格認定申請書等の提出及び提出期間）</p> <p>第2条 佐賀県が発注する物品の製造、修理、<u>購入</u>又は<u>賃貸借</u>のために行う入札に参加を希望する者（県の現地機関において入札に参加しようとする者を含む。）は、知事の認定を受けなければならない。ただし、令第167条の4第1項に規定する者及び次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格認定を受けることができない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（資格及び資格審査並びに審査結果の通知）</p> <p>第3条 知事は、前条の入札参加資格認定申請書等の提出を受けた</p>

改正前	改正後
<p>ときは、次の各号に掲げる審査事項について書類審査及び必要と認められた場合は実態調査をするものとする。</p> <p>(1) 事業の経営状況 入札参加資格認定申請書等を提出しようとする日（以下「審査基準日」という。）前1年間（営業開始後1年を経過していない者にあつては営業開始日から審査基準日の前日までの間、営業を停止し、又は休止した者で営業再開後1年を経過していないものにあつては営業再開日から審査基準日の前日までの間）における物品の製造、修理、販売及び仕入れの推移及び実績並びに取引金融機関における信用度合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 契約の履行実績 審査基準日前に県が発注した物品の納入又は修理の実績及び信用度合</p> <p>2・3 略</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県で行われる物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加したいので、別紙書類を添付の上、入札参加資格認定を申請します。</p> <p>なお、申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ありません。</p> <p>略</p> <p>様式第4号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県で行われる物品の製造、修理又は購入に関する競争入札等のために提出する書類には、下記の印鑑を使用することをお届</p>	<p>ときは、次の各号に掲げる審査事項について書類審査及び必要と認められた場合は実態調査をするものとする。</p> <p>(1) 事業の経営状況 入札参加資格認定申請書等を提出しようとする日（以下「審査基準日」という。）前1年間（営業開始後1年を経過していない者にあつては営業開始日から審査基準日の前日までの間、営業を停止し、又は休止した者で営業再開後1年を経過していないものにあつては営業再開日から審査基準日の前日までの間）における物品の製造、修理、販売、<u>仕入れ及び賃貸借</u>の推移及び実績並びに取引金融機関における信用度合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 契約の履行実績 審査基準日前に県が発注した物品の納入、<u>修理又は賃貸借</u>の実績及び信用度合</p> <p>2・3 略</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県で行われる物品の製造、修理、<u>購入又は賃貸借</u>に関する競争入札に参加したいので、別紙書類を添付の上、入札参加資格認定を申請します。</p> <p>なお、申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ありません。</p> <p>略</p> <p>様式第4号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県で行われる物品の製造、修理、<u>購入又は賃貸借</u>に関する競争入札等のために提出する書類には、下記の印鑑を使用するこ</p>

改正前	改正後
<p>けします。</p> <p>略</p> <p>様式第7号（第3条の3関係）</p> <p>略</p> <p>下記の入札参加資格者の地位を承継したいので、物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程第3条の3第1項の規定により申請します。</p> <p>略</p>	<p>とをお届けします。</p> <p>略</p> <p>様式第7号（第3条の3関係）</p> <p>略</p> <p>下記の入札参加資格者の地位を承継したいので、物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程第3条の3第1項の規定により申請します。</p> <p>略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第3条第3項の規定により適当と認められた入札参加資格を有する者は、この告示による改正後の物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第3条第3項の規定により適当と認められた入札参加資格を有する者とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の規程の規定により提出されている入札参加資格認定申請書、使用印鑑届及び入札参加資格承継承認申請書（以下「認定申請書等」という。）は、改正後の規程の規定により提出された認定申請書等とみなす。